

関厚発０８０４第１８号
令和２年８月４日

各国公私立大学長 殿
各国公私立短期大学長 殿
各専修学校長 殿

厚生労働省関東信越厚生局長
(公 印 省 略)

「学生納付特例事務法人制度」への協力依頼について

日頃より、学生等に対する国民年金制度の周知・広報に格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に御承知のとおり、日本国内に住所を有する２０歳以上６０歳未満の方は、国民年金に加入し保険料を納めることが義務付けられておりますが、学生である期間の国民年金保険料を納めることが難しいときは「学生納付特例制度」があります。

「学生納付特例制度」は、修業年限が１年以上の課程に在学している学生等の方であれば、御本人からの申請に基づき、保険料の納付が猶予され、その後１０年以内に猶予された期間の保険料を納付することで将来受け取る年金額に反映することができます。また、万が一の病気や日常生活及びサークル活動中などの事故によるけがで障害が残った場合に、障害基礎年金を受給することができます。

本制度の承認を受けるためには、学生等である被保険者御本人が、住所地の市(区)町村窓口において申請を行っていただく必要がありますが、申請漏れにより障害基礎年金を受給できない場合があります。

そこで、通学する大学等を通じて申請することができる「学生納付特例事務法人制度」が設けられています。大学等が事務法人の指定を受ければ、学生等が市(区)町村窓口に赴く必要もなくなるとともに、申請の際に必要な在学証明書の提出も不要となるなど、学生等の利便性は向上します。

「学生納付特例事務法人制度」につきましては、文部科学省においても御協力をいただいているところであり、「学生納付特例事務法人制度」の指定を受けていない大学・学校におかれましては、学生等の方の年金受給権確保を図る観点から、本制度への申出について御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「学生納付特例事務法人制度」の申請は、事務を行う旨の申出書を法人等の主たる事務所の所在地を管轄する日本年金機構南関東地域第一部又は北関東・信越地域第一部を経由して、関東信越厚生局長あてに御提出いただくことになります。

申出書用紙の送付希望や本制度への御質問につきましては、下記問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※当局年金調整課のホームページに申出書用紙等や事務法人制度に指定されている学校一覧等を掲載しておりますので御参照いただければと思います。

関東信越厚生局 HP アドレス

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/nenkin_chosei/gakuseinofu.html

【問い合わせ先】

法人の主たる事務所の所在地を管轄する厚生(支)局及び日本年金機構になりますので、別紙を参照してください。

(参考)

※同封しましたリーフレット等（日本年金機構作成）

1. 「学生の方が安心して学校生活を送れるようにするためのお願い／学生納付特例事務法人制度のご協力をお願いします」
2. 「国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度のポイント（令和2年度版）」
3. 「20歳になったら国民年金（令和2年度版）」

*上記2、3のリーフレットは、日本年金機構のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて学生の方への周知等にご活用ください。

日本年金機構 HP アドレス <https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/seido-shikumi.html>